

契約概要と注意喚起情報について

このご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)は、ご契約に際して特にご確認いただきたい重要事項をご説明するものです。

ご契約の前に必ずお読みいただき、内容を確認・了承のうえお申し込みください。

なお、ご契約の内容は商品名に応じた事業規約・細則によって定まります。

このご契約のてびきは、ご契約の内容すべてを記載したものではありません。ご不明な点がございましたら、こくみん共済coop(以下「当会」)までお問い合わせください。

ご契約内容となる事業規約・細則は、当会のホームページ(<https://www.zenrosai.coop/rokin/tebiki.html>)よりご参照いただくか、当会までお問い合わせください。

ろうきん 子育てサポート共済

個人長期生命共済

ご契約のてびき

共済商品名と該当する事業規約・細則

ろうきん子育てサポート共済

▶ 個人長期生命共済

契約概要

「契約概要」は、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を記載しています。

契約者について

出資金を払い込み、組合員となった方で、当会と契約を結び、契約上の権利・義務を持つ方をいいます。

被共済者になることができる方

契約者と生計を一にする、契約者または契約者の配偶者の子、孫、兄弟姉妹

※生計を一にするとは、日常生活において互いの収入および支出を共同して計算することであり、同居である必要はありません。

※配偶者には、内縁関係にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方(以下「内縁関係にある方等」)を含みます。ただし、契約者または内縁関係にある方等に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます。内縁関係にある方等とは、生活実態をもとに当会が認めた方をいいます。また、戸籍上の性別が同一である場合については、加入時に確認書類の提示(自治体の同性パートナーシップの証明書、住民票、当会所定の確認書のいずれか)をお願いしています。

※ご加入の際は申込書に記載されている質問表への回答が必要です(P.2「加入申込書(申込書)および質問表の記入について」をご覧ください)。

商品のしくみ

詳しくはリーフレットまたはホームページ等でご確認ください。

共済掛金(掛金)の払込方法について

掛金の払込方法は、月払いまたは一時払いとなります。初回掛金の払い込みについては、P.2「契約の成立と効力の発生について」をご覧ください。

共済期間について

1. 共済期間は選択される各コースの満了年齢・新規加入年齢ごとに異なります。

コース名	満了年齢	新規加入年齢	共済期間
中学準備コース	満11歳	0歳～満6歳	5年～11年
	満12歳	0歳～満7歳	5年～12年
高校準備コース	満14歳	0歳～満9歳	5年～14年
	満15歳	0歳～満10歳	5年～15年
大学準備コース	満17歳	0歳～満12歳	5年～17年
	満18歳	0歳～満14歳	4年～18年

2. 共済契約(契約)の更新はありません。各コースに定める満了年齢の契約満了日をもって契約が終了します。引き続き、個人長期生命共済で共済のご利用を希望される場合は、改めて新規加入の申込手続きが必要です(掛金等が変わる場合があります)。当会へお問い合わせください。

契約できる限度について

- 各コースにつき1契約加入することができ、それぞれ死亡共済金100万円・満期共済金100万円(死亡共済金と同額付帯)を限度とします(各コースを通算して300万円が限度です)。※当会が実施する「こども保障満期金付タイプ」ですでに各コースに加入している場合、同じコースに重複して加入いただくことはできません(これらのコースも通算して300万円が限度です)。
- その他、個人長期生命共済の事業規約にもとづく商品プラン・タイプの死亡共済金額と合計して500万円、満期共済金額と合計して500万円を限度とします。
- 上記1.2.にかかわらず、重度障がい状態の方の場合、死亡共済金200万円・満期共済金200万円までが限度となります(重度障がいとは、当会所定の身体障がいを含みます)。

一部のご職業について

保障開始日において次のご職業に従事している方は、被共済者となることができません。

- 力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師、その他これらに類する職業
- テストパイロット、テストドライバー、その他これらに類する職業

割り戻し金について

毎年5月末に決算を行い、剰余が生じた場合に割り戻し金としてお戻しします(5月末現在の有効契約が対象となります)。この割り戻し金は利息をつけて満期まですえ置きます。なお、すえ置かれた割り戻し金は、共済期間の途中に、契約者からのご請求にもとづきお支払いすることもできます。

共済金受取人について

共済金受取人は契約者です。

共済金支払いの分割・繰り延べ・削減

戦争その他の非常な出来事、地震、津波、噴火、その他これらに類する天災などの非常時には、共済金の分割払い、繰り延べ払い、削減をすることがあります。

注意喚起情報

「注意喚起情報」は、ご契約に際して特にご注意いただきたい事項、不利益になる事項等を記載しています。

クーリングオフについて

申込者(契約者)は、申込日を含めた8営業日以内であれば、書面または電磁的記録により、申し込みの撤回(クーリングオフ)ができます。

※書面による場合は、契約の種類、申込日、契約者の氏名、住所、被共済者の氏名、クーリングオフをする旨を明記し、署名・押印のうえ、当会に提出してください。

※電磁的記録による場合は、当会ホームページの受付フォームよりお申し出ください。

加入申込書(申込書)および質問表の記入について

1. 申込書は契約を締結するうえで重要ですので、正確にご記入ください。特に、質問表(健康状態等についての質問)について正確にお答えいただけなかった場合、契約を解除し、共済金を支払わないことがあります。被共済者になる方の同意を得て、契約者自身が記入し、内容を充分にお確かめのうえ、署名してください。

2. 申込書の内容および質問表の回答を確認したうえで、お引き受けするか否かを決定します。その結果は申込者(契約者)に通知します。

3. 申込者(契約者)が申込書の「申込日」に記入した日を告知日(申込書の質問表への回答日)とします。申込書に申込日(告知日)の記入がなかった場合は、申込書の受付方法に応じて以下の日付を申込日(告知日)とします。

①当会窓口: 当会の窓口受付日

②金融機関窓口: 金融機関の窓口受付日

③郵送: 消印日

金融機関の窓口受付日または消印日が判読不明の場合は、当会受付日を申込日(告知日)として取り扱います。

契約の成立と効力の発生について

当会が加入を承諾した場合、次のように契約が成立し保障が開始(発効)します。

1. 申し込みと同時に初回掛金を払い込む場合

契約の効力は初回掛金の払い込まれた日の翌日午前零時から発生(発効)します。

※申込書のご提出が初回掛金の払込日より遅くなった場合は、申込書の受付日(消印日)の翌日午前零時から保障を開始します。

※初回の掛金は、申込日からその日を含めて1ヵ月以内に、当会窓口あるいは当会の指定した金融機関から払い込みください。申込日から1ヵ月を過ぎますと、契約が不成立となり、再度お申し込みいただくことになります。

2. 口座振替(口振)により初回掛金を払い込む場合(郵送加入) 契約の効力は申込書の受付日(消印日)の翌々月1日午前零時から発生(発効)します。

※ご指定の口座から初回掛金の振り替えができなかったときは、申し込みはなかったものとなります。当会が指定する振替日までにご指定の口座へ払い込みください。

なお、契約内容は共済契約証書またはマイページ上でご確認ください。

2回目以降の掛金払い込みと払込猶予期間・契約の失効

1. 口座振替(口振)は、当会が指定した振替日にご指定の口座から振り替えします。掛金の払込期日は次のとおりです。

発効日が毎月1日の場合	前月の月末
上記以外の場合	当月の月末

2. 払込期日の翌日から3ヵ月の払込猶予期間があります。払込猶予期間内に掛金が払い込まれない場合、契約は失効します(契約がなくなります)。

共済金等を確実にご請求いただくために(代理請求について)

契約者が共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、契約者があらかじめ指定した代理人(指定代理請求人)が契約者の代理人として共済金等を請求することができます(「指定代理請求制度」といいます)。

また、指定代理請求人が指定されていないときや指定代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情があるとき等には、契約者の代理人となりうる方(代理請求人)が共済金等を請求することができます(「代理請求制度」といいます)。

共済金をお支払いできない主な場合

次のいずれかに該当する場合、共済金をお支払いできません。

1. 被共済者の犯罪行為
2. 被共済者・契約者・共済金受取人の故意
3. 契約が解除された場合
4. 契約が無効となった場合や、詐欺等により取り消された場合
5. 発効日から1年以内の自殺・自殺行為
6. 発効日前の傷害または病気を原因として重度障がいの状態となったとき など

※重度障害共済金と死亡共済金は重複して支払いません。

規約・細則の変更について

当会は共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化、その他の事情により必要が生じた場合には、掛金の額の変更を伴わない範囲で保障内容等を変更する場合があります。なお、この場合には、変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、当会ホームページへの掲載その他の方法により周知します。

契約の無効について

次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。

1. 被共済者が発効日にすでに死亡していたとき
2. 被共済者が発効日に **P.1「被共済者になることができる方」** の範囲外であったとき
3. 加入限度を超えていたときは、その超えた部分に対応するコース
4. 申し込みの際、被共済者の同意を得ていなかったとき

5. 契約者の意思によらず契約の申し込みがされたとき
 6. 契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって契約の締結をしたとき
- ※すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。
※無効の場合、掛金の全部または一部を契約者にお返しします(6.のときを除きます)。

詐欺等による契約の取り消しについて

契約者、被共済者または共済金受取人が、申し込みの際、詐欺・強迫行為を行ったときには、契約が取り消されることがあります。

※支払事由が発生した後に、取り消された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは、返還していただきます。

※取り消された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。

契約の解除について

次のいずれかに該当する場合、契約は解除されることがあります。

1. 共済金受取人が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
2. 契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
3. 契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、反社会的勢力*1に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係*2を有していると認められるとき

*1「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます。以下同じです)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

*2「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。

4. 他の契約との重複によって、被共済者にかかる共済金等(保険金その他のいかなる名称であるかを問わないものとします)の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき

5. **前記1.～4.**までのいずれかに該当するほか、当会との信頼関係が損なわれ、当会が、契約の存続を不適当と判断したとき

6. 契約者または被共済者が、申し込みの際に、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき

※当初の契約に告知義務違反があった場合は、契約変更後の契約が解除されることがあります。

※支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。

※契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。

※**前記3.**の事由のみに該当した場合で、該当したのが一部の共済金等の受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき共済金等はお支払いできません。

契約の消滅について

次のいずれかに該当する場合、契約は消滅します。

1. 被共済者が死亡したとき
- ※被共済者が死亡された場合は当会へご連絡ください。

2. 被共済者が重度障がいの状態となり、重度障害共済金がお支払されたとき

被共済者による契約の解除請求について

被共済者は契約者に対し、契約の解除を求めることができます。

掛金の生命保険料控除について

掛金は全額、一般生命保険控除の対象となります(月払いの場合は毎年、一時払いの場合は初年度のみ対象となります)。

契約内容に関する届け出について

契約者(4.は被共済者または相続人)は次の場合、当会へご連絡ください。ご連絡がないと、共済金をお支払いできない場合があります。

1. 契約者または被共済者の氏名を変更したとき(死亡共済金受取人や指定代理請求人を含みます)
2. 契約者の住所を変更したとき
3. 続柄が変更となったとき
4. 契約者が死亡されたとき

解約と解約返戻金について

1. 契約者は、いつでも将来に向かって契約を解約することができます。当会所定の解約届を提出してください。
2. ご契約を解約された場合の解約返戻金は死亡共済金額を限度とします。この場合、すえ置きしていた割り戻し金があるときはお戻しします。

お客さまに関する個人情報の取り扱いについて

組合員・お客さまからご提供いただいた個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いに関する業務や保障に関する情報のご提供、当会の事業、各種共済商品、各種サービスの案内などの目的のために利用させていただきます。

また、組合員・お客さまの特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)」にもとづき適切に取り扱います。

○所属団体について

所属する労働組合・共済会等(以下、「所属団体」といいます。)を通じて加入する場合は、本契約に関する個人情報(特定個人情報を除く)を所属団体へ提供させていただきます。

○医療機関等について

共済金の適正かつ迅速なお支払いを行うために必要な範囲内の個人情報を、医療機関・当事者等の関係先に提供することがあります。

○再共済(再保険)について

再共済(保険)契約の締結や再共済(保険)金の請求等のため、再共済(保険)の取引先等に対して本契約に関する個人情報を提供することがあります。

○保有個人データ(共済契約等)の共同利用について

共済契約の維持および共済金のお支払いの適正化などを目的に、行政庁／支払査定時照会制度に加盟する共済事業団体・生命保険会社／損害保険会社等との間で、本契約に関する個人情報を共同利用させていただくことがあります。

※個人情報の取り扱いに関する詳細は当会ホームページ(<https://www.zenrosai.coop>)をご参照ください。

納税義務国・居住地国の確認について

加入時、共済金・満期共済金・解約返戻金の請求時、海外渡航届の提出時などに、納税義務国の確認をさせていただく場合があります。

苦情のお申し出先と裁定・仲裁の申し立てについて

1. 苦情のお申し出先について

こくみん共済 coop(当会)では、組合員の皆さまが安心して各種共済をご利用いただき、よりご満足いただけるサービスをご提供するため、苦情の受付窓口を開設しております。

苦情は、受付専用窓口の「こくみん共済 coop お客様相談室」へご相談ください。

なお、当会ホームページでも受け付けております。

◆こくみん共済 coop お客様相談室

- ・専用フリーダイヤル 0120-603-180
- ・受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日・年末年始除く)
- ・ホームページ <https://www.zenrosai.coop>

2. 裁定または仲裁の申し立てについて

苦情などのお申し出につきまして、当会で解決に至らなかった場合、第三者機関として下記の「一般社団法人 日本共済協会 共済相談所」をご利用いただくことができます。

共済相談所では、裁定または仲裁により解決支援業務を行っています。

なお、共済相談所は「裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律」(ADR促進法)にもとづく法務大臣の認証を取得しています。

■一般社団法人 日本共済協会 共済相談所

- ・電話 03-5368-5757
- ・受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日・年末年始除く)
- ※ただし、自動車事故の賠償にかかわるものはお取り扱いしておりません。

組合員について

1. 組合員の資格

- (1) この消費生活協同組合(都道府県生協を意味しており、以下「組合」といいます)の区域内に住所を有する者は、この組合の組合員となることができます。
- (2) この組合の区域内に勤務地を有する者でこの組合の事業を利用することを適当とする者は、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができます。

2. 届出の義務

組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

3. 自由脱退

- (1) 組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。
- (2) この組合は、組合員が住所の変更届を2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退するものとする。
- (3) 前項の規定により脱退の予告があったものとみなそうとするときは、この組合は事前に当該組合員に対する年一回以上の所在確認を定期的に行うとともに、公告等による住所の変更届出の催告をしなければならない。
- (4) 第2項の規定により理事会が脱退処理を行ったときは、その結果について総代会に報告するものとする。

4. 法定脱退

組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 組合員たる資格の喪失
- (2) 死亡
- (3) 除名

5. 除名

- (1) この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。
 - ① 3年間この組合の事業を利用しないとき
 - ② この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき
- (2) 前項の場合において、この組合は、総代会に会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。
- (3) この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

ご契約者の皆さまへ

「こくみん共済 coop(当会)」は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる十分な積み立てを行っています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。

当会は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っていきます。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりしたお客さまに関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています(※詳しくは各都道府県の当会にお問い合わせください)。

初めて「こくみん共済 coop」の共済に加入される方は、各都道府県の労済(共済)生協の組合員になっていただきますので出資金が必要です。

新しく組合員になれる方へ (出資金について)

「こくみん共済 coop」は消費生活協同組合法にもとづき、非営利で共済事業を営む生活協同組合の連合会です。生活協同組合は、組合員の参加により運営されており、出資金をお支払いいただければどなたでも都道府県生協の組合員となることができ、各種共済に加入できます。新しく組合員になるには、1口(100円)の出資が必要です(生活協同組合運営のために10口(1,000円)以上のお出資をお願いしています)。

なお、すべてのご契約を解約された場合、または契約が失効となり、効力を失った場合等で、引き続き事業をご利用されない場合には、速やかに最寄りの「こくみん共済 coop」へご連絡をいただき、組合員出資金返戻請求の手続きを行ってください。

また、3年以上事業を利用されず、住所変更の手続きをいただいていない場合には、脱退の予告があったものとみなし、脱退の手続きをさせていただきます場合がありますのでご注意ください。